

八戸市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準要綱

(目的)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第2項の規定に基づき、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の2第1項第3号に規定する市町村が定める額（以下「第1号事業支給費」という。）のもののほか、第1号事業支給費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準)

第2条 第1号事業に要する費用の額は、別記第1号事業費単位数表に基づき算定するものとする。

(その他)

第3条 この要綱に定めるものほか、必要な事項については、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月25日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から実施する。

別記 第1号事業費単位数表

- 1 訪問型サービス（第1号訪問事業）費 （1月につき）
- ア 訪問型サービス費（Ⅰ） 1,172 単位
- イ 訪問型サービス費（Ⅱ） 2,342 単位
- ウ 訪問型サービス費（Ⅲ） 3,715 単位

注1 利用者に対して、訪問型サービス事業所（八戸市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条第1項第1号アに規定する訪問型サービスを行う事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）による改正前の指定介護予防サービス基準等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「旧指定介護予防サービス基準」という。）第5条第1項に規定する訪問介護員等に相当する者をいう。以下同じ。）が、訪問型サービス（基準要綱第4条第1項第1号アに規定する訪問型サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

- (ア) 訪問型サービス費（Ⅰ） 訪問型サービス計画（旧指定介護予防サービス基準第39条第2号に規定する介護予防訪問サービス計画に相当する計画をいう。以下同じ。）において1週に1回程度の訪問型サービスが必要とされた者
- (イ) 訪問型サービス費（Ⅱ） 訪問型サービス計画において1週に2回程度の訪問型サービスが必要とされた者
- (ウ) 訪問型サービス費（Ⅲ） 訪問型サービス計画においてイに掲げる回数を超えて訪問型サービスが必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。）

注2 訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物（老人福祉法（昭和38年法律第123号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であって同項に規定する市長の登録を受けたものに限る。）若しくは訪問型サービス事業所と同一建物に居住する利用者又は訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

注3 厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）に所在する訪問型サービス事業所（その一部として使用される事業所が当該地域に所在しない場合は、当該事業所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が訪問型サービスを行った場合は、特別地域加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注4 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号。以下「中山間地域等告示」という。）第1号に規定する地域に所在し、かつ、1月当たり実利用者が5人以下の訪問型サービス事業所（その一部として使用される事業所が当該地域に所在しない場合は、当該事業所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が訪問型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注5 訪問型サービス事業所の訪問介護員等が、中山間地域等告示第2号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（旧指定介護予防サービス基準第26条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を超えて、訪問型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注6 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問型サービス費は、算定しない。

注7 利用者が1の訪問型サービス事業所において訪問型サービスを受けている間は、当該訪問型サービス事業所以外の訪問型サービス事業所が訪問型サービスを行った場合に、訪問型サービス費は、算定しない。

エ 初回加算 200単位

注8 訪問型サービス事業所において、新規に訪問型サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の訪問型サービスを行った日の属する月に訪問型サービスを行った場合又は当該訪問型サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の訪問型サービスを行った日の属する月に訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

オ 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位

(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

注9 (1)について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（八戸市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「指定介護予防サービス基準条例」という。）第60条第1項に規定する

指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス基準条例第78条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあつては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。注10において同じ。)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成し、当該訪問型サービス計画に基づく訪問型サービスを行ったときは、初回の当該訪問型サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注10 (2)について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス基準条例第59条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)、指定通所リハビリテーション(指定介護予防サービス基準条例第77条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成した場合であつて、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問型サービス計画に基づく訪問型サービスを行ったときは、初回の当該訪問型サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。

カ 介護職員処遇改善加算

注11 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号。以下「基準告示」という。)第4号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問型サービス事業所が、利用者に対し、訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(4及び5については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) アからオまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) アからオまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) アからオまでにより算定した単位数の1000分の55

に相当する単位数

- (4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

キ 介護職員等特定処遇改善加算

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）＋所定単位×63/1000
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）＋所定単位×42/1000

注12 キについて、所定単位はアからオまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(1)の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定していることを要件とする。なお、(1)か(2)のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

2 通所型サービス（第1号通所事業）費（1月につき）

- ア (1)要支援1・事業対象者 1,655 単位
- (2)要支援2・事業対象者 3,393 単位
- (3)要支援2（週1回程度） 1,655 単位

注1 旧指定介護予防サービス基準第97条に定める看護職員又は介護職員の員数を配置しているものとして市長に届け出た通所型サービス事業所（実施要綱第4条第1項第1号イに規定する通所型サービスを行う事業所をいう。以下同じ。以下同じ。）において、通所型サービス（同項に規定する通所型サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、利用者の要支援等状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号。以下「通所介護費等の算定方法告示」という。）第1号又は第5号の2に規定する基準に該当する場合は、同告示第1号又は第5号の2に規定する基準により算定する。

注2 通所型サービス事業所の通所型サービス従業者（旧指定介護予防サービス基準第97条第1項に規定する介護予防通所介護従業者に相当する者をいう。）が、中山間地域等告示第2号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（旧指定介護予防サービス基準第101条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を超えて、通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注3 基準告示第18号に適合しているものとして市長に届け出た通所型サービス事業所

において、若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 2 条第 6 号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。以下同じ）に対して通所型サービスを行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1 月につき 240 単位を所定単位数に加算する。

注 4 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービス費は、算定しない。

注 5 利用者が 1 の通所型サービス事業所において通所型サービスを受けている間は、当該通所型サービス事業所以外の通所型サービス事業所が通所型サービスを行った場合に、通所型サービス費は、算定しない。

注 6 通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は通所型サービス事業所と同一建物から当該通所型サービス事業所に通う者に対し、通所型サービスを行った場合は、1 月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

(ア) 要支援 1・事業対象者 376 単位

(イ) 要支援 2・事業対象者 752 単位

(ウ) 要支援 2（週 1 回程度） 376 単位

イ 生活機能向上グループ活動加算 100 単位

注 7 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

(ア) 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他通所型サービス事業所の通所型サービス従業者が共同して、利用者毎に生活機能の向上の目標を設定した通所型サービス計画（旧指定介護予防基準第 109 条第 2 号に規定する介護予防通所介護計画に相当する計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

(イ) 通所型サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

(ウ) 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを 1 週につき 1 回以上行

っていること。

ウ 運動器機能向上加算 225 単位

注8 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びカにおいて「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- (ア) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師又はきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。
- (イ) 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。
- (ウ) 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。
- (エ) 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- (オ) 通所介護費等の算定方法告示第1号又は第5号の2に規定する基準のいずれも該当していない通所型サービス事業所であること。

エ 栄養改善加算 150 単位

注9 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びカにおいて「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- (ア) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により、管理栄養士を1名以上配置していること。
- (イ) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- (ウ) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- (エ) 利用者毎の栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

(オ) 通所介護費等の算定方法告示第1号又は第5号の2に規定する基準のいずれも該当していない通所型サービス事業所であること。

オ 口腔機能向上加算 150 単位

注 10 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であつて、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びカにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を算定する。

(ア) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

(イ) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

(ウ) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

(エ) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。

(オ) 通所介護費等の算定方法告示第1号又は第5号の2に規定する基準のいずれも該当していない通所型サービス事業所であること。

カ 選択的サービス複数実施加算

注 11 基準告示第109号に規定する基準に適合しているものとして、市長に届け出た通所型サービス事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） 480 単位

(2) 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ） 700 単位

キ 事業所評価加算 120 単位

注 12 基準告示第110号に準じる基準に適合しているものとして市長に届け出た通所型サービス事業所において、評価対象期間（利用者等告示第83号に準じる期間をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。

ク サービス提供体制強化加算

注 13 基準告示第23号又は第51号の7に規定する基準に適合しているものとして市長

に届け出た通所型サービス事業所が利用者に対し通所型サービスを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ
 - (一) 要支援1・事業対象者 72単位
 - (二) 要支援2・事業対象者 144単位
 - (三) 要支援2（週1回程度） 72単位
- (2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ
 - (一) 要支援1・事業対象者 48単位
 - (二) 要支援2・事業対象者 96単位
 - (三) 要支援2（週1回程度） 48単位
- (3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）
 - (一) 要支援1・事業対象者 24単位
 - (二) 要支援2・事業対象者 48単位
 - (三) 要支援2（週1回程度） 24単位

ケ 生活機能向上連携加算

注 14 基準告示第 15 号の 2 に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た通所型サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、運動器機能向上計画を作成した場合には、生活機能向上連携加算として、1月に 200 単位を所定単位数に加算する。ただし、ウを算定している場合は、1月につき 100 単位を所定単位数に加算する。

コ 栄養スクリーニング加算

注 15 基準告示第 19 号の 2 に規定する基準に適合する通所型サービス事業所の従業員が、利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員等に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として 1 回につき 5 単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

サ 介護職員処遇改善加算

注 16 基準告示第 4 号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た通所型サービス事業所が、利用者に対し、通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成 33 年 3 月 31 日まで

の間 (4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) アからコまでにより算定した単位数の 1000 分の 59 に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) アからコまでにより算定した単位数の 1000 分の 43 に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) アからコまでにより算定した単位数の 1000 分の 23 に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ) (3)により算定した単位数の 100 分の 90 に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) (3)により算定した単位数の 100 分の 80 に相当する単位数

シ 介護職員等特定処遇改善加算

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ) $+ \text{所定単位} \times 12/1000$
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ) $+ \text{所定単位} \times 10/1000$

注 17 キについて、所定単位はアからコまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) から (Ⅲ) までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(1)の算定に当たっては、サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) イを算定していることを要件とする。なお、(1)か(2)のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

3 介護予防ケアマネジメント (第 1 号介護予防支援) 費

ア 介護予防ケアマネジメント費 (1 月につき) 431 単位

注 1 介護予防ケアマネジメント費は、利用者に対して介護予防ケアマネジメント (実施要綱第 4 条第 1 項第 1 号ウに規定する介護予防ケアマネジメントをいう。以下同じ。) を行った場合に、所定単位数を算定する。

注 2 利用者が月を通じて介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護 (短期利用介護予防居宅介護費を算定する場合を除く。) 若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護 (介護予防短期利用認知症対応型共同生活費を算定する場合を除く。) を受けている場合は、当該月については、介護予防ケアマネジメント費は算定しない。

イ 初回加算 300 単位

注 介護予防ケアマネジメント事業所 (実施要綱第 4 条第 1 項第 1 号ウに規定する介護予防ケアマネジメントを行う事業所をいう。以下同じ。) において、新規に介護予防サービス・支援計画を作成する利用者に対し介護予防ケアマネジメントを行った

場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

ウ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300 単位

注 利用者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護（八戸市地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年八戸市条例第 31 号。（以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第 244 条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第 245 条第 1 項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）に提供し、当該指定介護予防小規模多機能型居宅事業所における指定介護予防サービス等の利用に係る計画（指定地域密着型サービス基準条例第 245 条第 10 項に規定する指定介護予防等の利用に係る計画をいう。以下同じ。）の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、この場合において、利用開始日前 6 月において、当該利用者による当該指定介護予防小規模多機能型居宅事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。